

ヒライ先生の Q&A



(PROFILE) 平井繁利(ひらい しげとし)
1952年11月3日岐阜県生まれ岐阜市在住、同志社大学大学院社会学研究科博士課程修了。
社会保険労務士と労働安全コンサルタントの国家資格を持つ全国でも数少ない労働コンサルタントとして活動。特に賃金・人事評価・目標管理制度については、独自の理論を構築。企業体質にあったオリジナルな制度づくりには定評がある。政策研究者として、企業政策では人事・労務政策を研究領域としている。最近では、個別労働紛争の増加に伴い労働判例や労働契約法まで研究領域を広げている。
(現在) 岐阜商工会議所労務顧問、ヒライ労働コンサルタント代表、関西国際産業関係研究所、日本労務学会所属

川崎市水道局パワハラ事件 その2

争点

(1) 自殺の原因

ア 原告らの主張

被告Y1ら3名は、被告川崎市が多摩区登戸地区内における二ヶ領本川の改修に伴って工業用水2号送水管布設替工事(以下「本件工事」という。)を施工するために工事用立杭の建設用地として原告X1の耕作地を貸してほしい旨の申入れをしたところ、原告X1がこれを断ったこと及びこれにより工費が増大したことで原告X1に恨みなどを抱いていたが、Xが水道局工業用水課に配転されてきたことから、そのうっぶん晴らしをしようと考え、Xに対し、汗をかいて顔が赤くなっている様子を見て、「酒を飲んでいいるな」などと嫌みを言ったり、スポーツ芸能新聞に掲載されている女性のヌード写真を押し付けてからかったり、Xがオウム真理教の教祖であった麻原彰晃に似ているとして「麻原がやってきた。ハルマゲドンだ。」などと嘲笑し、さらに、平成7年11月中旬ころの水道局3課の合同旅行会の際、被告Y3がナイフを振り回しながら「今日こそは刺してやる。」などと言うなどのいじめ、嫌がらせを行ってきた。Xは、被告Y1ら3名のいじめ、嫌がらせが原因で精神的に追い詰められて自殺に至ったものである。

イ 被告らの主張

原告X1が被告川崎市の申入れを断り、これにより工費が増大したことは認めるが、このことで被告Y1ら3名が原告X1に恨みなどを抱き、そのうっぶん晴らしをすることを考えたことはなく、また、そのためにXをいじめたことはない。
……(中略)……

(2) 被告らの責任

ア 原告らの主張

被告Y1ら3名は、Xが水道局工業用水課に勤

務していた当時の上司であるが、Xに対し、上記理由によるいじめ、嫌がらせを行い、あるいは被告Y1及び同Y2が直接いじめに加わらなかったとしても、被告Y3がいじめなどを行うことをその場で支持するような態度を示していたものであり、これが原因でXを精神的に追い詰めて自殺に至らしめたものであるから、民法709条、719条に基づく責任を負うべきである。

(イ) 被告川崎市は、被告Y1ら3名がXを職務上指揮、監督すべき上司の立場でその職権の行使としてXに対し、上記のとおりいじめなどを行っていたものであるから、国家賠償法1条1項に基づく責任を負うべきである。

仮に被告Y1ら3名のいじめなどが公権力の行使に当たらないとしても、被告川崎市は、被告Y1ら3名の上記のような行為について、その使用者として民法715条に基づく責任を負うべきである。また、被告川崎市の水道局長及びその補助者であるZ課長は、平成7年12月5日、職員組合が被告Y1らの出席を求め、事情聴取を行った際、Xがいじめなどを受けていることを具体的に訴えたことにより、この事実を知ったのであるから、被告Y1ら3名の業務執行を監督すべき立場にあるものとして、更に一層の調査を遂げて真相を解明し、いじめなどを止めさせ、適正な是正措置を執るべきであるのに、これを怠ったものである。この点についても、被告川崎市は、民法715条に基づく責任を負うべきである。

イ 被告らの主張

Xの自殺の原因は、上記のとおり被告Y1ら3名のいじめなどによるものではないから、Xの自殺について被告には何らの責任がない。

(3) 原告らの損害……以下略……

〈つづく〉